

平成28年度第2回府中市子ども・子育て審議会 議事録

日時 平成28年9月9日(金) 午後2時00分から午後4時15分

会場 府中市役所 北庁舎3階 第3会議室

出席者 委員側 汐見会長、平田副会長、関(幸子)委員、山崎委員、田中(仁志)委員、臼井委員、長崎委員、井村委員、木下委員、酒井委員、関(修一)委員、田中(公)委員、角田委員、富田委員、中田委員、畑山委員、宮崎委員、横山委員、佐藤委員(19名)

事務局側 遠藤子ども家庭部長、前澤子育て支援課長、関根子育て支援課主幹、市ノ川子育て支援課長補佐、柳下保育支援課長、二村保育支援課長補佐、坪井児童青少年課長、阿部児童青少年課長補佐、福田健康推進課長補佐、相馬障害者福祉課長、向山障害者福祉課長補佐、堀江教育部次長、稲葉子育て支援課育成係長、平澤母子・父子自立支援担当主査、塚本保育支援課支援計画係長、長嶋保育支援課管理係長、河野学務保健課学務係長、徳永子育て支援課推進係職員、大沢子育て支援課推進係職員(19名)

欠席者 小口委員(1名)

【次第1 開会】

事務局

皆様、こんにちは。

本日は、お忙しい中、またお暑い中、お越しいただきましてありがとうございます。

ただ今から平成28年度第2回府中市子ども・子育て審議会を開催させていただきます。

(事務局 資料確認)

事務局

それでは、議題に入ります前に、事務局より3点のご報告とご説明をさせていただきます。

1点目、本日の委員の出欠状況についてでございます。本日、欠席のご連絡をいただいている委員につきましては、1名でございます。

なお、本日の会議は、委員20名のうち19名の委員にお集まりいただいております。出席委員数が過半数に達しておりますので、府中市子ども・子育て審議会条例第8条第2項に基づき、有効に成立することをご報告させていただきます。

2点目、本日の審議会の傍聴についてです。府中市附属機関等の会議の公開に関する規則により、9月1日号の広報ふちゅう及び市のホームページで募集をいたしましたが、応募がございませんでした。

3点目、本日の審議会の時間配分についてです。お手元の次第をごらんください。議題(1)を1時間40分程度、議題(2)を15分程度とし、会議終了時間は午後4時ごろを

予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

議題（１）につきましては、７月に開催した第１回審議会で審議していただいた内容を、引き続き議題とするものですので、ご承知おきください。

それでは、議題に入りますが、発言する際のマイクの使用について、前回同様、ご協力をお願いいたします。

それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

【次第２ 議題（１）平成２７年度府中市子ども・子育て支援計画の進捗状況と評価等について】

会長

それでは、次第に沿って進めてまいりたいと思います。

まず議題の「（１）平成２７年度府中市子ども・子育て支援計画の進捗状況と評価等について」でございますが、先程事務局からご説明がありました。この議題は、前回審議会で資料３の１９ページまで終了してしまっていて、本日はその継続審議となります。

それでは、２０ページからということで、事務局より御説明をお願いいたします。

（事務局 資料３「府中市子ども・子育て支援計画の進捗状況と評価等について」の２０ページ「施策５多様な保育ニーズへの対応」～３３ページ「施策６母子保健の充実」を説明）

会長

ただ今、「多様な保育ニーズへの対応」という施策と「母子保健の充実」という施策について、これらの進捗状況と評価について説明がありました。

事務局のご説明に対して、ご質問あるいはご発言、ございますでしょうか。

委員

２０ページの「午後８時までの延長保育の実施」のところですが、延長保育についてはすべての私立保育園で実施しているとのことですが、この時の保育料はどうなっているのでしょうか。単価が決められているのか、それとも各園で自由に決めているのでしょうか。

事務局

私立保育園の延長保育料につきましては、各園で定めていただいております。時間制やスポット利用、月極め料金等がございますが、それぞれ各園で定めているということになります。

以上でございます。

会長

延長保育について、市の補助は無いのでしょうか。

事務局

もともと国や都の基準があり、それを引き継いだ形で市でも補助を実施しておりまして、現在は、子ども・子育て支援交付金の中に含まれて市へ歳入されており、それを私立保育園に対して、実績に基づいて補助をしているという形になります。

会長

延長保育の利用料は各園ごとに決めていいことになっていますが、園ごとに差が大きいということは利用者にとっては良くありませんので、ある程度、国、いわゆる自治体からの補助というのは出ているはずなんです。

それで、ちょっと足りないとか、手厚くやっていただくとかいう中で、決めてよいということになっています。

委員、いかがでしょうか。

委員

保育料についてはこれまで部会等でも検討をしてきたわけですが、延長保育について、例えば1時間当たりどんなような金額が設定されているのかというようなことを、お伺いできたらと思います。

事務局

子どもの年齢に応じた金額設定などがございまして、例えば1時間単位でお答えいたしますと、0歳が500円から1,000円ぐらいの幅でございまして、3歳ですと300円ぐらいからやはり1,000円ぐらいの幅になっております。

以上です。

委員

これは、所得に応じた金額ではないということですよ。

事務局

はい、所得に応じたものではありません。

会長

ありがとうございました。

今の保育料徴収の考え方は二重の原理になっておりまして、基本的な保育料というのは、同じサービスを受けたら、その人の収入にかかわらず同じ金額を支払うべきであろうという考え方が1つでして、幼稚園がこの考え方で実施していました。

ただども、公平性を考えたときに、同じサービスに対して、その人の収入によってその負担の意味は大分変わってくるということで、応能負担という考え方があります。税金を多く払っている人、つまり収入が多い人には保育料も多く支払ってもらおうと、税金が十分支払

えない人は保育料を支払うことが大変なので、なんとか補助をして少ない保育料でと。それであるべく公平にしようというのが応能負担で、保育園はこの考え方でずっとやってきていますね。

幼稚園は応益負担ですが、負担が大変な家庭には国や自治体から払った分のある差額を別の形で補填するという形でやってきたんです。

新制度では幼稚園も保育園も応能負担になり、その家庭の収入に応じて保育料を設定する形になりましたが、延長保育についてこれを行うととても煩雑になるということで、延長保育については応益負担の原理で、年齢等に応じた金額設定でやっているということです。

ほかにございますでしょうか。

委員

20ページの「多様な保育ニーズへの対応」の延長保育について、まず平成27年度については午後7時、8時、10時とそれぞれ実施していて、さらに平成28年度に対象施設を増やしていく計画になっていて、当然これはニーズがあるからだと思うのですが、具体的にニーズを調べるのは難しいことで、アンケートをとるぐらいしかできないかと思います。

一応、私がこの会議に出席しているのは労働者の代表なものですから、延長保育を増やすことについては賛成なんですけど、増やすにあたって、リソースの問題、要は保育士が本当にこの利用人数に対応できるのかとか、設備の問題であったりとか、人件費云々の課題等も出てくるのではないかなと予測をしております。

そういった中で、対象施設の増を進めるうえで、今問題点等として上がっていることがあれば、教えていただきたいと思います。

場合によっては就労時間が午後10時までとなる場合については、保育士さんは長時間労働になる可能性も秘められているなというところも懸念されましたので、そうしたところのお考えがあれば、お教えいただければと思います。

会長

ありがとうございました。では、今の質問について、事務局よりご説明をお願いします。

事務局

まず、延長保育の28年度計画値が増えていることについてでございますが、まず、先程もありましたように、現状で全ての私立保育園で実施している状況がございます。延長保育についてはどこの保育園でも実施をするというのが保育サービスの一環となっておりますので、新たに開設をする保育園でも実施していただくことになり、計画値増になっております。

その延長保育等を実施していく上での問題点ですが、まず保育士不足については、今まさに話題になっておりまして、新設園でも課題となっております。また既存の保育園でもやはり保育士不足というのは深刻な問題がございます。

今、国や都のほうから、保育士を確保するための施策が様々示されていますので、我々もそのメニューを活用した保育士確保策について検討しているところでございます。

例えば、午後10時までの延長保育を実施することでそこで働く保育士さんがいて、長時

間労働につながるのではということですが、各保育園ではかなり多くの保育士さんを配置し、朝7時からの場合は午後3時、4時までの勤務時間とするなど、細かいシフトを組んで対応しています。

ただ、そこに保育士不足が発生すると、長時間労働につながってってしまうことにもなりかねませんので、今後、市としても支援できることはしていきたいと考えております。

以上でございます。

会長

なかなか悩ましいところですね。延長すれば、サービスとしては充実するわけですが、そこで働く人の権利をどうするのかということです。

日常的に受け入れをする施設で、こんなに長時間受け入れる施設というのは多分ほかにはないですね。病院だって学校だって保育所ほど長時間は開いていない。そういう意味では、保育所だけが社会状況に合わせて長時間になっています。

私は今般、ドイツの保育園に行ってきたのですが、午後4時半には職員が全員帰って誰もいませんでした。午後4時にはみな迎えに来ます。日本は、世界で多分一番長い時間保育所を開いている国だと思います。

ですから、長時間労働問題を解決するという姿勢なしに、保育所で全部引き受けるというのは矛盾していますし、子どものこと、家庭のことを考えたら、長時間の保育が絶対的によいとは限らない。そのあたりどうするかということが大変悩ましいことですね。

例えば名古屋は保育士不足の問題はあまりないんです。なぜかということ、私立の保育園の保育士の給料をできるだけ公務員に近づけるための補填を名古屋市が実施しているのです。給料が公務員と変わらないとなったら、それなりに頑張ってもらいましょうとなるんだけど、給料はそれほど良くないのに働く条件が厳しいとなると、なかなか保育士は集まらなくなる。それができる自治体は本当限られていますから、この問題は、しばらくいろいろな形で努力してやっていくしかないようなテーマだと思います。

ほかにございませんでしょうか。

委員

28ページからの「母子健康づくり支援事業」についてですが、他の市町村で、フィンランドのネウボラ施策に似たような制度で、妊娠期からの支援、お祝いを出したりということを見聞きするのですが、府中市でもそのようなことを考えていらっしゃるのか、教えていただけたらと思います。

会長

今のご質問は、28ページからの母子保健のテーマで、ここには直接出てこなかったのですが、今後市の施策としてネウボラのような仕組みをつくっていくことは考えているのかということです。

事務局、よろしいでしょうか。説明をお願いいたします。

事務局

ネウボラについてでございますが、今のところ、妊娠中の方の支援につきましては、特に支援が必要な方を重点的に対応させていただいている状況がございまして、フィンランドで実施しているようなお祝いのグッズの配布は行っておりません。

妊娠期から全妊婦の状況を把握して必要なフォローをしていく体制が重要であるということとは、様々なところから聞いておりますので、子育て支援課の子ども家庭支援センターなどと連携を図りながら、今後検討していきたいと考えているところです。

以上でございます。

会長

少しご説明いたしますと、日本でも、フィンランドのネウボラのようなものを形にしている自治体が少しずつ増えています。一番熱心なのは浦安市、あと世田谷区も実施していますし、文京区も少し動いているようです。

フィンランドのネウボラというのは、自治体がつけている施設で、その職員は看護師、助産師と医師です。妊娠したときからネウボラへ行くと、その子どもと親に対しては1人の担当者がつき、子どもが生まれた後も小学校に入るまでずっとその担当者が相談・支援等を続けます。

出産後は、育児に必要なグッズをプレゼントしてくれるのですが、育児グッズかそれともお金にしますかという形で選択できて、大体5万円ぐらいになるんです。ただしそれが本質ではなくて、とにかくそこへ行くと、その親子のことをよく知っている看護師や医者がずっとサポートし続けてくれるということです。

職員は医師と看護師ですから、病院みたいな施設ですよ。だから、もし作るとしたら、そのための専門の医師を3人ぐらい雇い、看護師を10人ぐらい雇い、相当の予算をかけていかなければいけない。日本では準備的に実施するというところから少し始めていますが、国がこの施策かける姿勢がまだちょっと違うという状況です。

ネウボラはそういうものです。ありがとうございました。

最初の事務局からの資料説明の中で、ファミサポやトワイライトステイなどの事業について説明がありましたが、これらの事業を実施されている多摩同胞会の委員、どうでしょうか、少しご意見などいただけませんか。

委員

多摩同胞会では、武蔵台にあるしらとりでトワイライトステイとショートステイ、たっちでは一時預かりとファミリー・サポート・センターの委託をそれぞれ受けて実施しています。実施している側ですので、質問というところよりは、現状のお話をさせていただきます。

まず、トワイライトステイ、ショートステイに関しては、私自身がしらとりにいたのはもう十数年前なので、そのときは随分状況が変わっているなというところは感じているところですが、いずれの事業も、その年度によって利用人数がかなり違うというところは感じています。私がしらとりにいた頃は、トワイライトステイについては、保育児のご利用が非常に多かった印象がありますが、今は小学生の利用が多くなっています。ただ、利用の件数に

関していえば、毎年、今年が多い・今年が少ない、という波があるので、これに関してははっきりしたところをつかめない状況です。また、発達に課題を抱えているようなお子さんのご利用が多いという中では、職員の中で安全に対するリスク管理の意識を高めて対応しているようです。

次に、たちで行っている一時預かりに関しては、開設当初から実施して現在12年目ということになりますが、最初のうち利用件数が伸びたのですが、その後、おそらく地域の中に一時預かりを実施する事業者が増えたこともあって、一時的に利用者が減少した時期もありました。ただ、昨年度、今年度と利用件数が伸びている要因として、待機児童が多いという状況もあるとは思いますが、一時的に簡単にお使いいただける事業として、利用者にとって利用しやすいものかなと感じているところです。

ファミリー・サポート・センターに関しては、近隣の自治体の状況を見ても保育所・幼稚園・学校の後のお迎え・お預かりが一番多いんですね。ただ、府中市ではトワイライトステイの利用件数が近隣の自治体に比べて多いので、ファミサポのこうした利用は他の自治体に比べて少なくともよいはずなのですが、府中のファミサポ活動件数は他の自治体よりは少ないということはないという意味では、地域の中で支援してくださる市民の方が多くいらっしゃるということで、非常にありがたいと思っています。

ファミサポは平成14年度から事業を開始してもう随分と長くなっていますので、もともとお子さんを預けていた依頼会員が、今は提供会員となって活動しているという方も増えてきているという状況はあるんですけども、依頼会員さんと提供会員さんの差というのは3倍くらいある状況です。

ファミサポでお受けする依頼内容としては、子育てに関することという意味で幅が広いので、様々なことがニーズとして寄せられています。恒常的な、先程お話ししたお迎え・お預かりの依頼も多いんですが、習い事への送迎が増えてきており、世の中の状況を反映しているのかもしれないなと感じているところです。

府中市内では幸いにも大きな事故はないのですが、全国では事故事例、重症事例などが出ているということがあります。提供会員になっていただくための講習会を実施しているのですが、私どもでも、昨年度までは10時間弱ぐらい、午前中を4日間の講習会を実施し、この講習を受講して提供会員になっていただいていたのですが、厚労省のほうで24時間を推奨ということがあって、今年度からそれに近づけた講習会ということにいたしました。今まで午前中の講習だったものが夕方までになり、年間3回実施していたものを2回しか実施できないというような状況はあるのですが、5月に初回のものを実施しまして、15名の方が新しく提供会員さんとして登録いただいた状況です。

提供会員を増やしていかなければならないということは、開設当初からずっと続いている状況ではあるので、私たちとしても苦労をして取り組んでいるのですが、そこは引き続き課題かなと感じているということと、子どもをお預かりいただく提供会員が講習会を受けていただいたとはいえ、一般の市民の方ということはあるので、安全にお預かりしていただけるような配慮はセンター側でしていかなければならないなということを感じながら対応しているところです。

以上です。

会長

ありがとうございました。現在、トワイライトステイでは小学生が増えているということと、発達障害的なお子さんが割合として増えているとのことでした。それに対応するということが十分できているかできていないかという、その辺の評価はいかがでしょうか。

委員

対応できていると思っておりますが、送迎用の車で学童クラブなどお迎えに行ってお子さんを10人乗せてしらとりに戻ってくる、というような状況の中では、その車の中でお子さん同士のトラブルがあったり、しらとりに戻ってからは、幼児から小学生までたくさんの年齢層がいる中で、職員が食事の提供の準備に行き、若干職員の配置が薄くなった時にちょっとした何か起きてしまうというようなことはあるので、大きな事故ではなかったとはいえ、そうしたことをきっかけに職員の意識を改め、また高めるような体制で、安全な運営に取り組んでいるところです。

会長

ありがとうございました。ヨーロッパやアメリカというのは、法律で、子どもだけを家に残して親が出て行くことは禁止されています、少なくとも小学生ぐらいまでは。それで、子どもだけ残して親が買い物に行き、見つかったら親が警察につかまります。その辺はものすごく厳しいんです。

ですから、親がどうしても夜の仕事に出なければいけなくなって、子どもだけを家に置いておくということをやったら、罰せられるんですね。そのために、子どもをベビーシッターさんをお願いするとか、お金がかかるのが厳しいのであれば隣近所の誰かにお願いする。中学生になったらベビーシッターになれるので、そういう形でやるとかね。

日本ではこういう制度が柔軟に対応していませんから、トワイライトステイなどに子どもをお願いするというふうにしないと、本当に夜は働けないということですね。

母子保健の施策に関連して、産前産後の育児援助や家事援助を実施していらっしゃるNPO法人みもぎの委員、何かご意見などございませんか。

委員

産前産後のお話をさせていただく前に、今ご説明のあったトワイライトステイは、しらとりともう1か所はどこで実施しているのでしょうか。あと、ショートステイ3か所についても実施場所を教えてください。

事務局

トワイライトステイについては、しらとりのほかに光明高倉保育園で実施しております。ショートステイについては、しらとり、愛児園、二葉学園の3か所で実施しております。以上です。

委員

ありがとうございました。

私どもが実施している産前産後家庭サポート事業についてですが、この事業を知らない妊婦さんが多いように思います。市のほうでは、母子手帳の交付の際に事業のパンフレットを同封し説明もしていただいているとのことですが、保健センターで交付を受けた人は説明を受けたとおっしゃるのですが、市役所5階の子育て支援課で、特に男性職員が交付した場合には聞いてないという人が多いようです。これに関連して、資料の29ページに母子手帳交付時に面接を実施していると記載がありますが、面接はどのような内容なのでしょうか。

会長

事務局から、説明をお願いします。

事務局

子育て支援課におきましても、現在保健師を1名配置し、母子手帳交付の際に様々なご案内、ご説明をしているところです。母子手帳交付の際には、母子保健バックに妊婦健診の健診票や産前産後サポート事業のパンフレット等を折り込んだ形で入れておきまして、男性職員がお受けした場合についても、一生懸命説明はしているつもりですが、それが必要とする方に届いていないということは反省するところでもございます。

母子手帳交付の機会以外にも、保健センターや子ども家庭支援センターたちなどに様々な相談が入りますので、その際に産前産後サポート事業につなげるなど、日々努力はしているところでもございまして、今後も必要な方への周知ができるように努めてまいります。

以上です。

会長

新制度は、自治体が提供する様々な子育て支援事業を増やしていくということもありますが、目玉となる事業として利用者支援事業というものがあまして、役所のここへ行かなければということではなく、もう少し身近ないろいろな場所で相談できるという事業、そこへ行くところなサービスがありますよと広報をしてもらえとか、少しうつがひどいお母さんが近所にいるという場合に、身近な利用者支援事業から訪問につないでいくとか。

せっかくあるメディアが知られていないのはとてももったいないことですから、今の部分は、事業をどのように周知していくかという要望が出たというふうに受け止めたいと思います。

事務局

会長、すみません。先程の母子手帳交付の際に保健師がどのような内容の面接をしているかというご質問に対する回答の追加ですが、まずは妊婦さんにアンケートをご記入いただいております。内容といたしましては、妊娠してどのように感じているか、うれしいのか動揺しているのか、これからどうしていいかわからないというような不安がないかなどをお聞きし、またお若い方であれば若年妊婦として把握するとか、特に配慮すべき方であれば特定妊

婦、そういったところの判断を、アンケートとヒアリングをしながら保健師のほうで捉えております。子育て支援課でヒアリングしたものは、必ず母子保健の担当である健康推進課に情報をつないでおりまして、そこからまた必要な関係機関に、場合によっては子ども家庭支援センターたちですとか保健所ですとか、必要な連携ができるようなヒアリングを行っております。

以上でございます。

委員

私は、みもごさんを実際利用させていただいたので、お礼を込めてお話ししたいと思うのですが、まず母子手帳を発行していただいた時とパパママ学級の時に、産前産後家庭サポート事業のアナウンスはしっかりあったと思います。

ただ、産前は病院にまず行きますので、妊娠中の利用はあまり考えませんでした。アナウンスはあったけれども忘れてしまっていたという状況でした。ただ産後はもういっぱいいっばいで、本当にどうしようと思ったときに、乳児家庭訪問に自宅に来て下さった助産師さんが、こういう事業もあるよと教えていただいて、もう早速次の次の日ぐらいにお願いをして、みもごさんに自宅に面接に来ていただきました。

私それでとても助かったんですけども、この事業を知らない友達もいて、使ったほうがいいよと言ったのですが、そんな事業があるの？と言っているうちに、実際に使いたかった時にはこの事業の利用期限の満1歳になってしまって、ということがありました。

事業の案内はしっかりとされているとは思いますが、実際自分が利用してみたいの要望は、満2歳ぐらいまで市の援助があったらさらにいいなと思います。みもごさんには助けていただきまして、本当にありがとうございました。

会長

ありがとうございます。もっと事業の周知についてどのように工夫していくかということについて、課題をいただいたということですね。

副会長

事業の周知については、市のほうではいろいろな方法で説明をしているけれども、説明を受けたほうは忘れてしまったとか、聞いていないとかということもあると思うんですね。市役所の取組、責任だけで100%の周知は難しいのではないかという感想です。

それから1点質問で、しらとりのトワイライトステイは、定期利用は実施しているのか、教えていただけますか。

委員

トワイライトステイは、まずは登録していただき、その後は年度ごとに更新がありますが、利用の予約については当日の13時まで受け付けています。

副会長

ありがとうございました。

今度は市に質問なのですが、私は子どもの長時間の預かりは反対の考えなのですが、ニーズがあるから夜10時まで子どもを預かるというのは、世界的な趨勢としては異常でも、日本では仕方ないのかなと思う部分もあるのですが、ニーズを踏まえるということになると、夜中の12時、1時というニーズも実際にはあるんですよね。

そうすると、どこまで延長保育を実施するのか、もしくは子どもにとって良くないから、延長を短くできるように企業にもお願いをしていくのかどうかというのが1点目の質問です。

それから、午後10時までのトワイライトステイ事業にも収まらないような、深夜に働いている人の子どもは実はどこかにいるんだと思うのですが、この辺りは市として把握をしているのかどうかということが2点目の質問です。

以上です。

事務局

まず、夜遅くまでの延長保育について、ニーズがあればどこまでも実施するのか、というご質問かと思えます。現状として朝から夜10時までお子さんを預けている方もいらっしゃる中で、それが良いか悪いかというのは難しい問題ですが、社会全体でこうしたニーズにも対応していこうという動きがある中では、府中市といたしましても、どこまでやるかということについて見極めながら、進めていくというよりは、サポートできるような支援や体制づくりは必要かなと考えているところでございます。

2点目につきましては、市のほうでも「夜中に仕事をしているが、子どもを預けられるところがないか」というようなご相談を受けることはありますが、府中市には24時間開所の認可保育所は無く、ベビーホテルやベビーシッターなどを利用しているケースはあるかと思いますが、我々のほうでは全てのニーズを把握できているという状況ではございません。

以上です。

会長

なかなか難しいですね。今の話に関連してですが、例えば上越市では公立で24時間対応の保育所を1か所作りました。夜間の預かりが必要という人もいるだろうからということで、市長が肝いりで作りました。大体1日平均7人ぐらい利用があり、夜の仕事だけではなくて、突然実家で母親が倒れたとかいろいろなことで利用できるものようです。

それからご存じのように新宿歌舞伎町に、そこで働いてる人のためにABC保育園という保育園がありましたね。今は別の場所に移って24時間の保育を実施しています。利用しているのは、いわゆる水商売の人や高級官僚型の女性が多いようです。

そういうニーズに応じて実施するのか、個別に家庭の状況を見て判断するのか、やるとしたら本気になって考えなければいけないと思うのですが、府中市では今のところまだそこまでは考えてないということですね。

それから、先ほどの委員がおっしゃった、今行政も手いっぱいの中で一生懸命やっておられる中で、最初に説明を聞いたときにはああそうかとあまり関心なく聞いていて、後で支援が必要な状況に直面した時には忘れてれてしまっているというようなことは、実は普通です

よね。

そういう時に、自分で調べてみたらこんな支援があった、というふうになるといいですね。それは、市民が市民のグループで、府中市にはこんなサービスがありますよ、ということで自主的にまとめたり冊子を作ったり、利用しやすい・利用しにくいということを記載したり、もっとこういうところを充実してほしいということも含めてまとめていくとか、市民と行政が上手にタイアップしていくほうが実体に即しているのではないかなと思います。行政に全てやっていただくというのは、ちょっと難しいと個人的は思っていますけどね。

だから、せっかくあるサービスが市民に利用されていないということについては、審議会としても何とかしなければいけないなということですね。

それでは、時間もありますので、もし、ほかにご意見・ご質問等あれば、事務局へメール等でお知らせいただければと思います。

次に進ませていただいて、資料の34ページ以降について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 資料3「府中市子ども・子育て支援計画の進捗状況と評価等について」の34ページ「施策7ひとり親家庭の自立や就業へ支援」～50ページ「施策14子ども医療費の助成」を説明)

会長

ありがとうございました。資料3の残りの項目について、事務局から、ご説明いただきました。ご質問、ご意見いかがでしょうか。

副会長

資料42ページ、公立幼稚園にいて年間を通して647件の教育相談を保護者から受けたということですが、ここは障害児施策に関する部分で、647件というと、大体幼稚園は開園日数が200日ちょっとですから、3園で割ると1日1件ずつ相談を受けたということになるんです。その辺の数字と教育相談ということの意味合いがよくわからないので教えていただきたい。

2点目がちょっと厄介なんですけど、公立幼稚園はもう期限を切って廃園になるということですが、その公立幼稚園に平成28年度から特別支援枠の補助員を1名増員する、と41ページに記載があります。私立幼稚園の園児数は、公立幼稚園の園児数の10倍いるのですが、そうすると、単純に比較しても障害児の数が10倍いるはずなんです。しかし、そこには今、府中市から一銭も補助金が出ていません。調布市では、障害のあるお子さんに関して年額1人50万補助金が出ています。廃園にする公立幼稚園に手厚く補助をする中で、私立には全く補助を出さないというのは、市はどうお考えになるのでしょうか。それから、廃園についてはちょっと置いておきますが、来年度以降も私立幼稚園には全く補助をしないつもりなのかということです。

また44ページに、認可保育所には障害児入所定員枠を設けたと記載がありますが、認可保育所のうち私立保育園で障害児を受け入れた場合は補助があるのかどうか、というのが

3点目の質問です。

そして、先程の話に少し戻りますが、市は長時間保育とか、手がかかることを私立保育園に投じているような感じがして、どうして公立の保育所は午後10時まで延長保育をしないのでしょうか。保育所は民営化を進めているということですが、公立の基幹保育所は残るわけですから、そういうところがどうして率先してやっていかないのか。財政的な部分は承知をしていますが、面倒くさいことを民間に投じているような気がしてならないんです。そして、一生懸命やっているところにはお金を出さないで、市が実施している、これから廃園になる公立幼稚園には多少お金を出しているような感じがするんで、ご質問とご意見です。

事務局

まず、公立幼稚園の相談件数についてですが、平成27年度実績は647件ですが、これは特別支援に限らない、一般の相談も含めてのトータルの件数となっております。

副会長

そうすると、この特別支援に関する施策のところに入れる数値としては、おかしいのではないのでしょうか。

事務局

おっしゃるとおりです。相談のトータル件数を記載しており、障害関係、特別支援について相談件数というのは、カウントしていません。大変失礼いたしました。書き方がまずかったと思いますので、修正対応をさせていただきます。

事務局

保育所および私立幼稚園に関しては、保育支援課から回答させていただきます。

まず、調布市からは私立幼稚園への障害児を受け入れた場合の補助があるということですが、新制度が始まって公定価格に組み込まれたものや、新制度に移行しないと対象にならないものもあつたりという中で、都市部の幼稚園では国が示した幼稚園の公定価格だと対応できないというようなこともあるようですので、国の動向をみて対応していきたいと考えております。

次に、保育所のうち私立保育園で障害児を受け入れた場合の補助についてでございますが、こちらについては、新制度における公定価格の中に組み込まれておりまして、特別な補助というよりは、公定価格のなかで実績に応じて補助しているという形になっております。

また、公立保育所で実施せずに、民間の私立保育園のほうに面倒なことをやってもらっているのではないかというようなお話ですが、公立保育所については基幹保育所を整備していく中で、公立でできること・私立でできることを整理し、例えば市の各部署や関係機関との連携など、公立だからこそできることについて基幹保育所において機能を強化して取り組んでいきたいと考えております。

会長

確認ですが、保育所で障害児を受け入れる場合の加配の補助といたしますか、追加で職員を置くことになると思いますが、その補助は国から出ている補助でしょうか。

事務局

公定価格の中に含まれていますが、プラスの加算分について市や都の補助も含めた形で、私立保育園に対して補助をしております。

会長

障害児の補助は基本部分ではなくて、加算部分ということですよ。それは、保育所でなければいけないのでしょうか。

どういうことかということ、今まで私立幼稚園は東京都の管轄で、幼稚園の障害児に関する補助をどうするかということについて市は関わりがなかったわけですが、新制度に移行した幼稚園は、管轄が府中市になりますよね。

そうすると、私立幼稚園が障害児を受け入れる場合にはどうなるのか、保育所に対して補助があるように、幼稚園に対しても新たに設定するということになるのか、そのあたりを府中市としてどうされているかということです。

事務局

新制度に移行した幼稚園については、国が示す公定価格と同様の考え方になりますので、新制度に移行した場合は公定価格における障害児加算分の対象となる、と考えております。

会長

委員は、現状ではそうした補助は出ていないとおっしゃっていましたが、どうなんですか。公立幼稚園だけ出すということですか。

事務局

府中市で新制度に移行した私立幼稚園は2園で、それ以外の移行していない私立幼稚園に対しては障害児にかかる補助は出ていない状況です。

会長

新制度に移行した園は対象になるけれども、移行してない場合には、基本的には私学助成でやっていて変わらず東京都が管轄なので、府中市としては補助の対象とはしていないということですよ。

ただし、私立幼稚園が新制度に移行してきた場合には、障害児に関する補助についてどうするかということについては、保育所の状況等にらみながら、ある程度基準をやっぱりつくらなければいけないですよ。

副会長

新制度のことを話すつもりはないのですが、東京都の私立幼稚園の9割以上が新制度に移

行していないということは、いろいろな意味合いがあるんだと思います。一言で言って、大きな園にとっては、経営的には大きなマイナスとなります。ですから、移行できない、東京都の幼稚園は。

府中市の私立幼稚園で2園だけ移行しているのは、設置者が個人です。個人立の幼稚園は、平成27年4月1日までに移行しないともう二度と新制度に移行できないというのがあったので、個人立の幼稚園は東京都の中でも移行率が高いんです。学校法人は、新制度への移行はいつでもいいということで、現状では移行しないということなんです。

私が申しあげたのは、府中市は障害児の補助金を出してないけれども、調布市は出してるんだから府中市も出してくれないんじゃないのという単純なことです。今後はやる気はあるのかどうかということです。

会長

府中市の説明は、新制度における国の公定価格、いわゆる保育所や幼稚園に対する補助金全体のことをいうんですけども、この公定価格を前提に組んでいるので、新制度に移行していない場合にはその対象にならないという説明だったのですが、今、委員がおっしゃったのは、新制度に移行するか否かにかかわらず、府中市にある幼稚園の障害児の受け入れに対する補助がないのかということです。これは、東京都と折衝するということもあるのかもかもしれませんが、独自に府中市として補助を出せないのかということです。これについては、今のところ考えていないということでしょうか。

事務局

今、この場での回答は難しい部分があるのですが、他市では補助を実施しているところもあるという状況ですとか、東京都の動向などもみながら、今後検討させていただけたら思っております。

以上でございます。

副会長

東京都に関しましては、国から出る補助金で、特別支援補助金があります。2名以上補助員が必要な子供がいる場合は年間78万4,000円、1名の場合は東京都だけその半額補助という形です。

ですから、国も都も、障害のあるお子さんで加配といいますか、補助の必要な方に関しては補助があるということです。ただ毎日のことだからそれでは足りないだろうからって、調布市は別に補助を出してくれている。そういう構図です。府中市はゼロです。

ですから、要望をしたいと思っています。これは後ほどします。

会長

こうしたことを課題として抱えているということで、きちんと提案をしていただけるということです。

この場ですぐに決められるものではないと思いますが、府中市の幼稚園で障害児に対して

支援が少ないために、障害のある方が隣の町へ行ってしまうということになると、それは市全体の子育て支援にかかわることです。

ありがとうございました。そういう課題があるってということですね。

ほかにどうでしょうか。

委員

45ページからの「小学生の放課後の居場所づくり」と47ページにも関連するかと思いますが、この審議会が立ち上がる以前の協議会的时候からこのテーマが上がっていて、その対象年齢の考え方がいくつかあるというようなことだったかと思うのですが、審議会になったときに、特定の年齢に特化していくような、子ども・子育て3法に基づいて対象が低い年齢になったという認識でいるのですが、その認識で大丈夫でしょうか。改めて居場所づくりの対象年齢、ターゲットがどうなっているかという質問が1点です。

次に、同じく45ページで、学童クラブの対象が小学校6年生まで引き上がりました。これはニーズがあるからということだったと思うのですが、確かにニーズがあったかもしれないけども、小学校4年生、5年生、6年生の対象となる子どもが学童へ行ったら、おそらく溢れてしまうことにはなるのではと思うんです。この質問は、もしかしたら委員のほうに、実態はどうかということをお伺いしたほうがいいのかもかもしれませんが、学童クラブが小学校6年生まで引き上がった影響や実態について教えていただきたいというのが、2点目の質問です。

事務局

委員からのご質問の1点目、対象年齢をもっと低年齢に特化するという部分については、申し訳ありません、こちらで承知しておりませんで、45ページの放課後の居場所づくりの対象については、小学生ということで、1年生から6年生までの児童の実績を記載させていただいております。

小学校の4年生から6年生、高学年の学童クラブの入会状況でございますけれども、児童福祉法改正前の学童クラブは、おおむね10歳未満のお子さんが対象、ただし障害のあるお子様や特別な支援を要するお子様を除いてということになっており、府中市では従前より障害のあるお子様につきましては6年生までの受け入れをしておりました。これが、児童福祉法の改正により、小学校6年生までが対象になったものでございます。

府中市としましては、それまで6年生までの学童クラブ利用のニーズというのは特に把握しておりませんでしたし、父母会のほうからも特に強い要望はございませんでしたが、児童福祉法の改正で小学校6年生までに対象年齢が引き上がり、市内22か所の学童クラブのうち11の学童クラブで定員に余裕がございましたので、4年生から6年生のお子様をお預かりできますということで、申込みの門戸を広げさせていただきました。平成27年度は97名の申込みがございまして、うち入会できたお子様は51名、38名のお子様は待機ということになりました。先程の説明にもありましたように、待機となったお子様については、放課後子ども教室等をご利用いただいているということで、状況を把握しております。

ただ、51名入会されたのですが、それでも空きがまだ144名あるという状況でして、

逆に言うと空きがあっても、51名しか入会されなかったということになります。

お入りになった方の多くは、3年生まで学童クラブにいて、引き続き4年生までお入りになりたかったお子様、もしくは学童クラブに1・2年生の低学年の兄弟がいて、4年生以降も一緒に通いたいというお子様でした。

ただし、51名の方のほとんどが、夏休みが明けましたら退会という形になりましたので、やはりお子様たちご本人というより、親御様が長期の休みの期間に学童クラブが無くなって大丈夫かなとご心配でお申込みいただいた方が多かったというふうに、私どものほうでは状況を把握しております。

以上です。

委員

すみません、居場所づくりの対象年齢については、私の言い方が悪かったですね。居場所づくりの対象年齢が18歳までなのか20歳までなのかというような議論を以前にしていたような記憶があったものですから、ご質問させていただきました。

学童クラブの実態についてはよく分かりました。ありがとうございました。

会長

ありがとうございました。中高生の居場所をどうするかということについては、これからの課題であり、非常に難しい部分です。

学童クラブ、放課後子ども教室について、少し説明をさせていただきますと、もともと学童保育というのは、いわゆる保育なんですね。親が働いていて、家に帰っても親がいないというような子供たちを預かるために、小学生の主に1・2・3年生の子供たちの保育をすることで、そこには専門指導員がいて、例えば教員免許や保育士の資格が必要だったのですが、これは厚労省が管轄の事業でお金も厚労省関係から出ているものです。

それから、放課後に地域で子どもたちが遊べなくなっていますので、今度は文科省のほうで、学校の中でもっと遊んで帰ってほしいということで、放課後独自のいろいろな体験活動だとか学びだとかをやれないかということで、少し予算をとって作ったのが放課後子ども教室なんですね。これは文科省が管轄ですが、学童指導員のような先生がいませんので、さまざまなボランティアの方にやっていただき、学校の校長がそれに関わるという形。

そんな中で、学童保育は学校の中で実施しているところもあり、学童保育と放課後子ども教室とをバラバラでやるのはおかしいんじゃないかということで、ある時期から、これを合体できないかっていうことになったんですね。これは放課後子どもクラブとっているんですが、新制度になって、もとの2つが残っている中で、今度は自治体がこの2つをなるべくくっつけてやれないかという動きになっているわけです。

ただし、一体化することには賛否がありまして、学童保育は今日は行かないというわけにはいかないけども、放課後子ども教室は自由参加ですから、その辺はやっぱり運営上難しいんじゃないかという意見と、上手にやればできるという考えがあり、自治体によっても様々ですが、この資料では一体的にやっていく方向で進めるということになっています。

さらに学童保育は小学校6年生までになりましたから、いろいろとがちゃがちゃしていま

すが、国としてはそこまではやろうと。ただし、中高生については、十分な居場所づくりについてはまだ、手がついていないということです。

委員

高学年の学童クラブの利用については、委員からのご質問、事務局からもご説明がありましたとおり、まだ制度が変わったばかりですので、十分活用しているというのではないと思いますが、障害児枠で利用されているお子さんは、やはり高学年まで残っているということになります。

学童クラブも放課後子ども教室も3年生くらいまで、やはりお子さんが小さい方が利用するというのが多くて、まだ年齢が高いところまでは来てないというのが実態ですが、今後変わっていくかもしれないというのが一つあります。

それから、これは聞いた話ですが、横浜には学校の中に学童クラブはないとのことでした。補助金は出ているのかもしれませんが、親が運営委員をやって、親が指導員を探して、親が運営をしていくというような形で、非常に大変だということを知ったことがあります。

そういうことを考えると、府中市のように学校の中に学童クラブがあって、3年生までそこを利用できる、今は6年生まで利用できるというのは、当然あったことであると、なかなかありがたいがないんですけども、ほかの地域の人からすると東京は進んでいるねというようなことを言われたこともありました。

以上です。

会長

ありがとうございました。放課後子ども教室を運営していらっしゃる、jeeとあそぼの委員、どういった現状かを少しお話しいただけますでしょうか。

委員

私どもは約20年活動をさせていただいております、今は3校でお預かりしています。放課後子ども教室という存在が、だいぶ皆さんの中に根づいてきまして、今までは「何なのそれ」という感じも多かったんですけども、お母さんたちも気楽に子どもさんを預けてくださるようになりまして、人数がどんどん増えています。

その中で、学童クラブとの連携もだんだん強くなってきて、学童さんのほうでちょっと難しいお子さんが、放課後子ども教室のほうで居場所を見つけたりということもあります。

高学年の4・5・6年生の生徒さんの数を粗く出してみたのですが、550人ぐらいの中で放課後子ども教室を利用しているのが大体100人なんです。1校が大変人数が多かったので、全体的にはどうかはわからないんですけども、私どもが現在受けている学校では、このバランスです。

その中で4年生の利用がやはり一番多いんですね。5年生、6年生になると、下のお子さんと一緒に帰るような形をお母さんがとられているので、5・6年生が3時半ぐらいに、5時間目、6時間目終わってから一緒に来て、5時ぐらいに下のお子さんと一緒に帰るとい

うパターンが多い、という状況です。

会長

ありがとうございました。時間も迫ってまいりましたが、若者に関してはこれから非常に大事な部分になりますので、若者支援に関する事業を実施している委員、現状などをお話しいただけますか。

委員

47・48ページにわたると思うんですけども、まず48ページの「子ども・若者自立支援体制の構築」のところから、意見と感想を述べさせていただきます。

まず、若者の自立について市政世論調査を実施されたということで、これはすばらしい成果だったんじゃないかなと思います。たしか1,000件ぐらい、面接法で調査をされて、ひきこもりについては、15歳から39歳の若者の3%が家族又は本人がひきこもりだという回答があったということで、市内の人口で推計すると2,360人ということがわかったということが、他市に比べて大きな成果だったと思います。

と申しますのが、47ページにも記載のある府中市青少年健全育成基本方針に「親の養育力や監護責任の希薄化が青少年の社会性の発達に与える影響が大きい」と書かれているわけですが、実は、学校を出た後とか義務教育を終わった後に、そこがケアされているというのがほとんどないんですよね。

その中で、資料の47ページ、府中市さんは青少年の健全育成について、ひきこもりやニートなどの社会生活に困難を抱える青少年への対応についても計画的に進めますということで計画にも入れておられるというのは、今の時世に必要なことに取り組もうとされているというふうに思います。

その中で2つ意見があるのですが、1つ目は、青少年の健全育成というと非行防止とか夜回りとか、いわゆる昭和の時代に徳育だった部分が強調されているのですが、ひきこもりの人たちをどう自立させていくのか、自立を望んでいる人たちへの啓発活動というのが必要ではないかと思いますので、市民への啓発をどのように行っていくかというのが1つ目です。

2つ目は、48ページの若者自立支援体制の構築について、庁内関係課等とのネットワークを構築すると書いてあるのですが、おそらく市内の関係機関だけだと足りないと思うんですね。意見としては、広域連携を視野に入れて、他市にある機関も見据えながら支援体制の充実を図っていくと、若者支援に資することがより多くなるのではないかと思います。

以上です。

会長

ありがとうございました。

私達は子どもということを考えるときに、小学生くらいの子どものことを念頭において議論するのですが、実は今、高校や大学を出た後の若者たちが簡単に就職できる時代ではなくなっているんですよね。就職しても、本当に流動的な職場で、正規の職員になかなかたなく、正規職員になり損ねてしまうと一生正規の職員にはなれない状況がありまして、昭和

の時代の、頑張っただけで偏差値を上げて学校に入れば何とか就職できるというような時代とは全く趣が違っているんですね。

上手に職を得て結婚してということができるよう、社会で様々な形でサポートしていかないと、大量にそういう若者が出てきてしまう時代に今はなっています。どこの自治体でもそういう問題を抱え始めていて、それに対して府中市だけでサポートしていくのはなかなか難しいけども、広域ネットワークでやっていくといろいろなことができるんじゃないかと。

私は三鷹、府中あたりに少しかかわっていますが、やはり委員のおっしゃるとおり、いろんなところで集まると、若者はこんなに力を持っているんだということがたくさん出てきます。それから、若者の起業というものを応援していく。

そのあたり、これから府中市で、そして子ども・子育て審議会の中で、どういうことを議論していくか、宿題をいただいたと考えたいと思います。

どうもありがとうございました。時間もありますので、今日のところはここまでといたしますが、全体の評価としては、担当部門の評価で、48ページだけは「2」で、あとは全部「3」。「3」というのは十分にやっています、基本的には当初の目標を達成しているということで、それを審議会としても認めてよろしいでしょうか。

(委員 了承)

会長

ありがとうございました。

引き続き、来年度以降も頑張っていたきたいと思いますが、今回の議題はこれで閉めたいと思います。

【次第2 議題(2)家庭的保育事業等の認可に係る部会の設置について】

会長

それでは、今日はもう一つ議題がありまして、これは簡潔にやりたいと思いますが、議題の「(2)家庭的保育事業等の認可に係る部会の設置について」という議題がございますので、これも事務局から説明をお願いします。

(事務局 資料4「府中市子ども・子育て審議会 認可部会の設置について」支援計画の進捗状況と評価等についてを説明)

会長

ありがとうございました。これは昨年度も同じように部会を設置しているということで、地域型保育事業を行いたいという申請があった場合、その都度、その認可について審議する部会を設置するものでございます。

何かご意見ございますでしょうか。特に無いようでしたら、本日の議題は、これで終了とさせていただきます。

次に、その他ということ、事務局のほうから何かございますでしょうか。

事務局

それでは、時間も過ぎておりますので、手短かに連絡事項をお伝えしたいと思います。

まず1点目ですけれども、本日の審議会の会議録につきましては、事務局のほうで作成いたしましたので、後日、皆様に送付させていただきますので、ご確認をいただければと思います。

2点目ですが、前回、今回と2回にわたりまして審議いただきました、進捗状況と評価につきましては、お手元の資料3に基づいて、皆様からいただいたご意見を記載いたしまして、最終的には市民へ公開いたしますので、ご承知おきください。

最後に、次回の審議会の予定についてでございますが、今回は審議会の所掌事務であります、特定教育・保育施設等の利用定員に関する議題等を予定しております。

開催日程につきましては、現在のところ未定ではございますが、この特定教育・保育施設等の利用に係る事務が年明けの1月から3月と見込まれるということから、審議会の開催時期につきましても、同時期になるものと考えております。期間がしばらく空きますが、日程が決まり次第、開催を通知させていただきますので、その際にはよろしく願いいたします。

会場につきましては、市役所本庁舎以外の開催になる場合もございますので、必ず通知でご確認いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

会長

今の事務局の説明について、何かご質問はございますでしょうか。

無いようですので、これで終了とさせていただきます。本日は活発なご意見をいただきまして、ありがとうございました。